

世界遺産富士山への遺産影響評価手法の導入

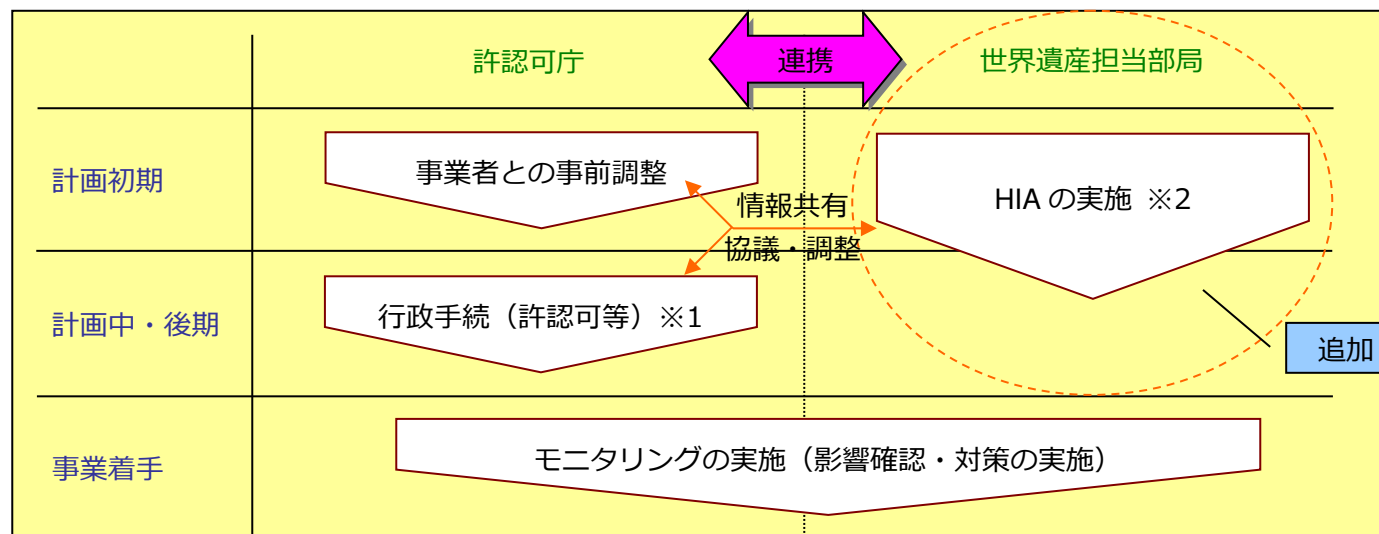
背景

- ユネスコ世界遺産委員会の動向
 - ・ 世界遺産登録及び保全状況の審査において、世界遺産の顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Value）が計画されている事業等によって受ける影響を事前に評価する「遺産影響評価（HIA：Heritage Impact Assessment）」の実施を勧告するケースが増加。
 - ・ 国内の資産においても、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群等、HIA の仕組みを保存管理体系に取り入れるよう勧告。今後、各資産においても対応を求められる可能性が高い。
- 文化庁の対応
 - ・ 「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス」（2011年 イコモス）を参考として、「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」（以下「参考指針」）を2019年4月に取り纏め。
 - ・ 各自治体が資産の特性や実情に応じてHIAの手法を定める際に参考とすべき事項を明示。

世界遺産登録及び保全状況報告の過程で前進した世界遺産の保存・活用施策のさらなる発展

- 参考指針及び他県の事例を参考に、世界遺産富士山の保存管理にHIAを導入。
- その手順等を「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」へ記載。

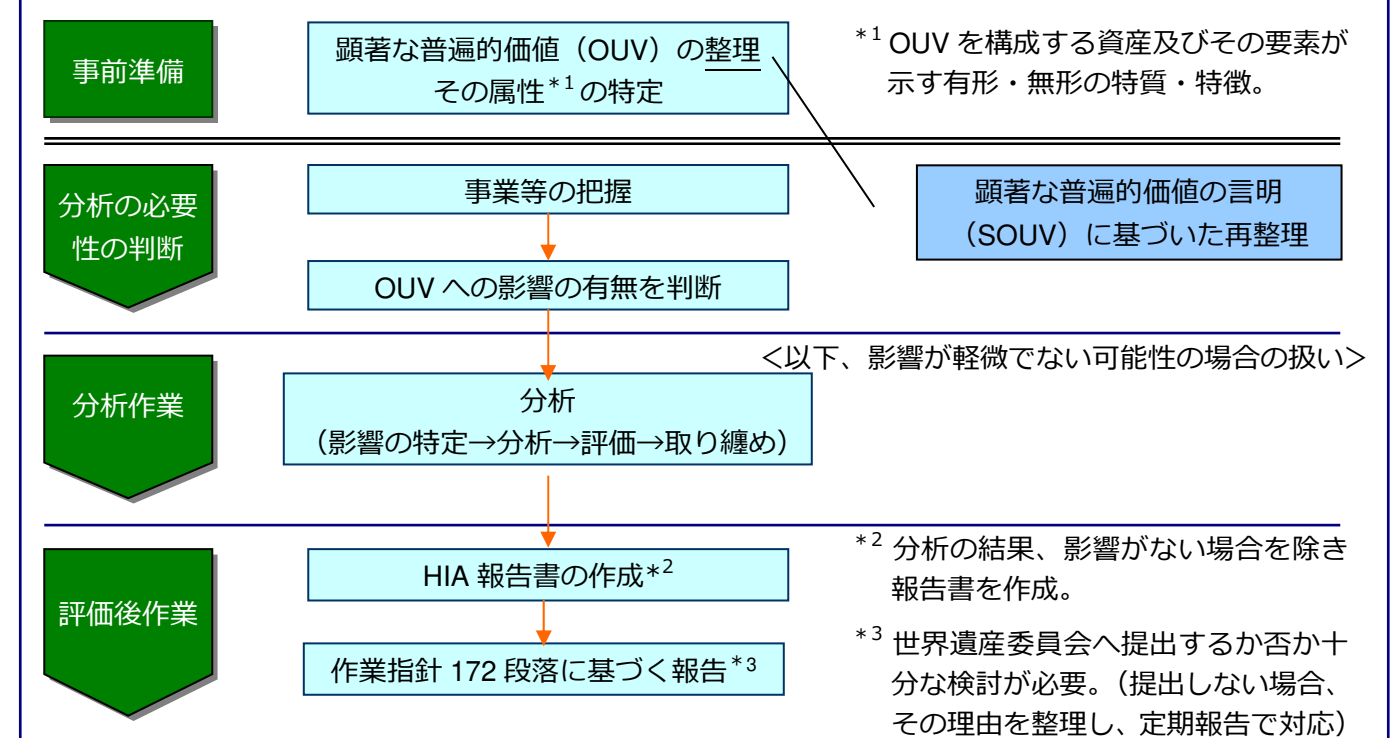
現在の保存管理体系との関係



- ※1 事業計画等が法令等に定めた基準に適合するか否か審査。
- ※2 顕著な普遍的価値（OUV）への影響を評価し、影響軽減等の方法について協議・調整。

- ・ 現在は、許認可庁（主に市町村の担当部局）が事業者との事前調整、許認可等を通じて、法令等の基準に適合するよう指導し、資産を保護。ユネスコ世界遺産委員会はOUVに焦点を当てた影響評価を求める傾向。
- ・ 今後、OUVの保護・保全を明確化するため、世界遺産担当部局（県・市町村）がOUVへの影響に特化した評価を主導し、改善に向けて協議・調整。富士山の保存管理体制（協議会、学術委員会等）の枠組みにHIAの手順を組み込む予定。

HIAの流れ（参考指針より）



※分析の必要性の判断（OUVへの影響の有無を判断）は、全てにおいて実施。

今後のスケジュール

○ HIA導入に向けた作業

- ① 事前準備（富士山のOUVの整理・その属性（attributes）の特定等）
 - ② 富士山におけるHIAマニュアルの作成
 - ③ 「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」の改定
- ※詳細は小委員会で検討し、結果を学術委員会へ報告

	2019年度	2020年度
学術委員会	●10月頃 方針、OUV整理	マニユアル策定 包括改定 ※2020年度末を目途に作業
作業部会	●2月頃 マニュアル素案	
	●11月頃 方針、OUV整理	
遺産協議会	●3月頃 マニュアル素案	
作業指針に基づく定期報告	●3月頃 決定	2020年9月～ (2021年7月)

世界遺産富士山への遺産影響評価手法の導入

HIA の導入に向けて

- ① 事前準備（富士山の OUV の整理、その属性（attributes）の特定等）
- ・ HIA は OUV の属性（attributes）が受ける影響の程度を評価・分析。
 - ・ 属性は世界遺産登録時の委員会決議に記載された顕著な普遍的価値の言明（SOUV : Statement of Outstanding Universal value）を整理し、特定。
 - ・ 属性毎に保護の対象を明確化。

○ 富士山の属性 ※詳細は別紙 1

SOUV に示された総合的所見（Brief Synthesis）の要旨

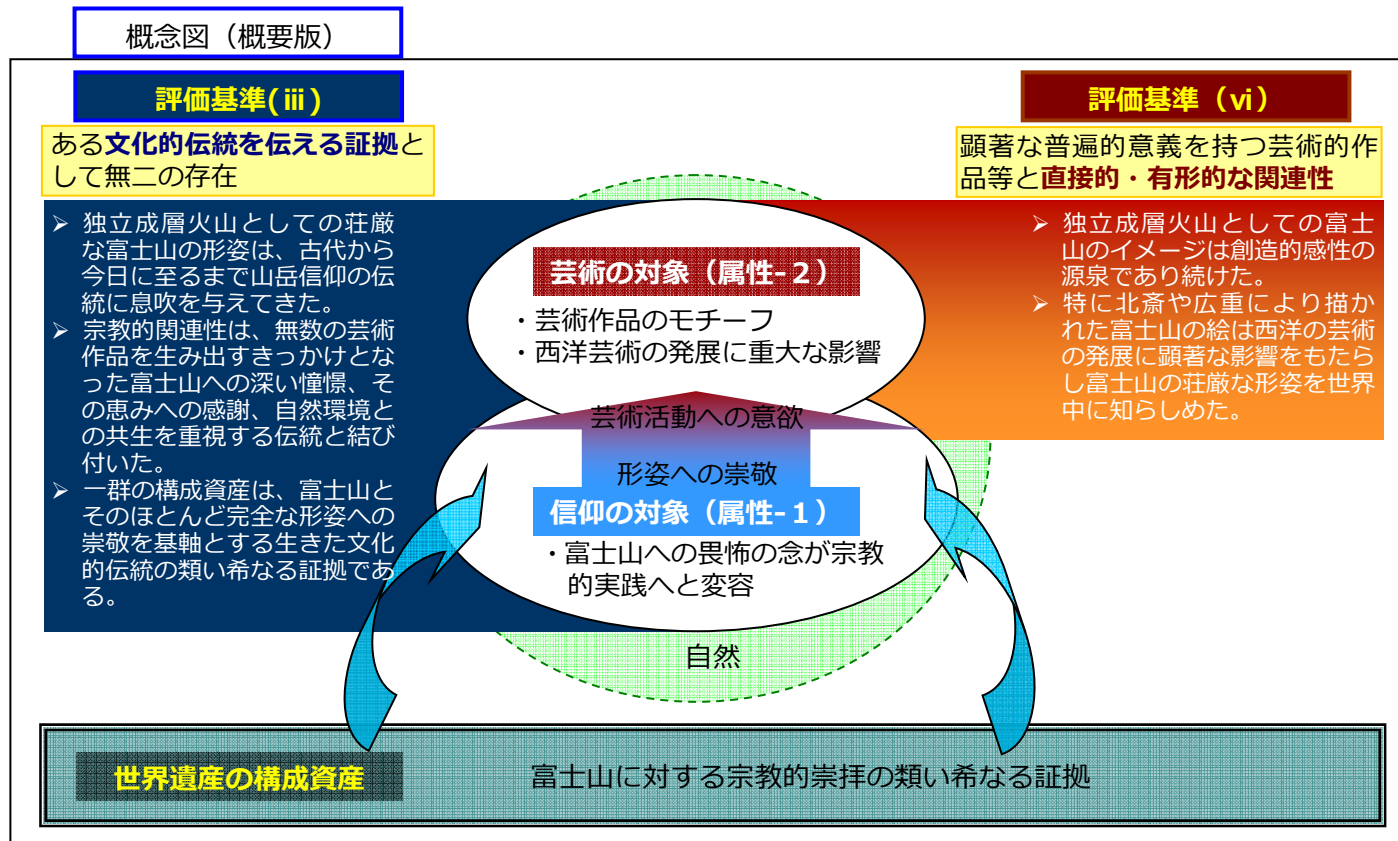
- ・ 富士山への畏怖の念は、象徴化された死と再生を結び付ける宗教的実践へと変容。連続性を持つ資産は宗教的崇拝の類い希なる証拠を形成。（属性-1）
- ・ 富士山の形姿が芸術家に靈感を与え、絵画の製作意欲を鼓舞。（属性-1 を前提に属性-2 へ）
- ・ その形姿は絵画のみならず、文学、庭園、その他の工芸品においても重要なモチーフとなり、特に 19 世紀の浮世絵は西洋芸術に重大な影響を与え富士山を世界的な名山とした。（属性-2）



富士山の属性は「信仰の対象」（属性-1）、「芸術の源泉」（属性-2）の 2 つからなる。

○ 属性・評価基準・構成資産の関係（※詳細は別紙 2）

上記内容について評価基準を含めて図式化。



※ 評価基準 (iii) は「信仰の対象/芸術の源泉」、評価基準 (vi) は「芸術の源泉」を包摂。

○ 構成資産・構成要素における保存管理（※詳細は別紙 3 から 5）

特定した属性（「信仰の対象」（属性-1）、「芸術の源泉」（属性-2））ごとに、包括的保存管理計画や個々の文化財の保存管理計画等の記載内容を踏まえ、保護の対象を明確化するとともに、保存管理の方向性や計画の影響レベル等を明示。（以下は、一部を例示）

属性：「信仰の対象」（属性-1）

分類：馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道

資産：1.富士山域、1-1 山頂の信仰遺跡群、1-2 大宮・村山口登山道 など

要素：馬返（標高約 1,500m）より上方の区域、富士山域と登山道沿いに存在する富士山信仰に関連する場所・施設（痕跡を含む）、登山道及び登山者の支援施設

➤ 保存管理の方向性

- ・ 信仰の対象としての各々の構成資産・構成要素の特質に応じて、それらに含まれる各要素を安定した状態で維持。 など

➤ 保存管理の方法

- ・ 登山道の維持補修、落石防護壁等人工構造物の設置・改修は、展望景観等に配慮した材料・工法を採用。 など

➤ 関係法令

- ・ 自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理。

➤ OUV への影響レベル（計画の規模）

- ・ 「大規模—大変大きな影響」、「中規模—大きな影響」、「小規模—中程度の影響」、「無視できる程度—僅か」、「変更なし—特になし」の 5 段階に分類。
- ・ 例えば、「無視できる程度」の計画規模として、「信仰の対象」を表す要素（登山道、信仰関連施設等）及び周辺環境に対するごく僅かな変更を位置付け。

② 富士山における HIA マニュアルの作成

国の参考指針、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 遺産影響評価運用マニュアル」を参考としつつ、富士山における遺産影響評価マニュアルを作成。現時点では、以下の項目を想定。

- ・ はじめに
- ・ 「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の価値とその属性
- ・ 保存管理の方針
- ・ 遺産影響評価の実施主体と対象
- ・ 遺産影響評価の手順と体制
- ・ 遺産影響評価書の作成
- ・ 世界遺産委員会への報告

③ 「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」の改定

- ①、②の内容を包括的保存管理計画へ反映し、改定。

顕著な普遍的価値の言明 (SOUV; Statement of Outstanding Universal Value) の整理

第 37 回世界遺産委員会が採択した富士山の顕著な普遍的価値の言明 (SOUV) は、以下のとおりである。

【Brief synthesis (総合的所見)】

独立し、時に雪を頂く富士山は、集落や樹林に縁取られた海、湖沼から立ち上がり、芸術家や詩人に靈感を与え、何世紀にもわたり巡礼の対象となってきた。富士山は、東京の南西約 100 km に位置する標高 3,776 m の独立成層火山である。南麓のふもとは駿河湾の海岸線に及ぶ。

富士山の荘厳な形姿と間欠する火山活動が呼び起こす畏怖の念は、神道と仏教、人間と自然、登山道・神社・御師住宅に様式化された山頂への登頂と下山による象徴化された死と再生を結びつける宗教的実践へと変容した。そして、ほぼ完全に頂上が雪に覆われた富士山の円錐形の形姿が、19 世紀初頭の画家に対して、靈感を与え、絵画を製作させ、それが文化の違いを超え、富士山を世界的に著名にし、さらには西洋芸術に重大な影響をもたらした。

古来、長い杖を持った巡礼者が山麓の浅間神社の境内から出発し、神道の神である浅間大神の居処とされた頂上の噴火口へと達した。頂上では、彼らは「お鉢巡り」(「鉢の周りを巡る」と書く。)と呼ぶ修行を行い、噴火口の壁に沿って巡り歩いた。巡礼者には 2 つの類型、山岳修験者に導かれた人々と、より多かったのが 17 世紀以降、繁栄と安定の時代であった江戸時代に盛んとなった富士講に所属した人々、があった。

18 世紀以降に巡礼がさらに大衆化したことから、巡礼者の支度を支援するための組織が設けられ、登山道が拓かれ、山小屋が準備され、神社や仏教施設が建てられた。噴火の後の溶岩流により形成された山麓の奇妙な自然の火山地形は神聖な場所として崇拜されるようになり、湖沼や湧水地は巡礼者により登山に先だて身を清める冷水潔斎の「水垢離」のために使われた。富士五湖を含む 8 つの湖を巡る修行である「八海廻り」は、多くの富士講信者の間における儀式となった。巡礼者は、3 つの区域として彼らがとらえた場所、すなわち、山麓の草地の区域、その上の森林の区域、そしてさらに上方の頂上の焼け焦げた草木のない区域から成る 3 つの区域を通過して山に登った。

14 世紀以降、芸術家は多くの富士山の絵を製作した。17 世紀から 19 世紀にかけての時代には、富士山の形姿が絵画のみならず文学、庭園、その他の工芸品においても重要なモチーフとなった。特に「富嶽三十六景」などの葛飾北斎の木版画は 19 世紀の西洋芸術に重大な影響を与え、富士山の形姿を「東洋」の日本の象徴として広く知らしめた。

連続性を持つ資産 (シリアルプロパティ) は、山頂部の区域、それより下の斜面やふもとに広がる神社、御師住宅、湧水地や滝、溶岩樹型、海浜の松原から成る崇拜対象の一群の関連自然事象により構成される。それらはともに富士山に対する宗教的崇拜の類い希なる証拠を形成しており、画家により描かれたその美しさが西洋芸術の発展にもたらした重大な影響の在り方を表す上で、その荘厳な形姿を十分に網羅している。

パラ 2 (青字)、5 (茶字) より属性 (信仰の対象、芸術の源泉) を特定

※薄緑字は「自然」を、青字は「信仰の対象-属性 1」を、茶字は「芸術の源泉-属性 2」を、薄青字は「構成資産と 2 つの属性の関係性」を示している。

【Criterion (iii) (評価基準 (iii))]】

独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統に息吹を与えてきた。山頂への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の神聖な力が我が身に吹き込まれることを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その恵みへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿への崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。

【Criterion (vi) (評価基準 (vi))]】

湖や海から立ち上がる独立成層火山としての富士山のイメージは、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。

とりわけ 19 世紀初頭の葛飾北斎及び歌川広重による浮世絵に描かれた富士山の絵は、西洋の芸術の発展に顕著な衝撃をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

➤ 評価基準 (iii) は「信仰の対象/芸術の源泉」を包摂し、個々の構成資産に対応。

➤ 評価基準 (vi) は「芸術の源泉」を包摂し、資産全体に対応

【Integrity (完全性)】

資産群は、富士山の荘厳さとその精神的・芸術的な関連性を表す上で必要とされる構成資産・構成要素のすべてを含んでいる。しかしながら、山麓部における開発のために、巡礼者の道と巡礼者を支援する神社・御師住宅を容易には認知できない。連続性のある資産 (シリアルプロパティ) は現段階では一体のものとして明確に提示されておらず、個々の構成資産が本質的にどのように資産全体に貢献しているのかを明確に理解させるようにもなっていない。構成資産間の相互の関係性が強化されるべきであり、全体集合としての価値や巡礼に関連する種々の部分の機能が、より理解されやすくなるような情報提供を行うことが必要である。

精神性に係る完全性の観点においては、夏季の 2 ヶ月間におけるかなり多数の巡礼者による圧力と、山小屋や山小屋への供給のためのトラクター道及び落石から道を防護するための巨大な防御壁などの巡礼者を支援するインフラが、富士山の神聖な雰囲気や霧を阻害する方向に作用している。富士五湖、特に 2 つのより大きな湖沼である山中湖及び河口湖は、観光及び開発からの増大する圧力に直面しており、湧水地もまた低層建築の開発からの危機に直面している。

【Authenticity（真実性）】

一群の資産が全体としてその神聖さ及び美しさの価値を伝達できるかどうかという点について、現段階では、個々の構成資産が相互にそして富士山の全体との関係で個々の意味を提示するという点で、限定的である。構成要素は、全体へとより良く統合されるべきであり、神社、御師住宅、巡礼路の相互の関係性は明確に示されるべきである。

個々の資産の真実性に関し、上方の登山道、神社、御師住宅に関連する物理的な属性は無傷である。定期的に行う神社の改築は生きた伝統である。伊勢神宮は20年周期で再建されるが、富士山に関連するいくつかの神社（又はいくつかの神社の部分）は60年周期で再建される。このことは、真実性が、それらの構成資産の年代よりはむしろ、位置・意匠・材料・機能に基づくことを意味する。しかしながら、いくつかの構成資産の場所・環境は、富士五湖、湧水地、滝、海浜の松原の間のそのように、構成資産間の相互の視認性を阻害する開発により損なわれている。

【Management and Protection Requirements（管理及び保護の要請事項）】

資産の様々な部分は公式に重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物として指定されているほか、国立公園にも指定されている。山頂の全体的な景観は富士箱根伊豆国立公園の一部に指定されており、そこには溶岩樹型、山中湖、河口湖を含んでいる。ほとんどの構成資産は、登山道、神社、湖、山頂を含め、過去2年以内に国により重要文化財、史跡、名勝として保護された。村山浅間神社、富士浅間神社及び忍野八海は2012年9月に保護された。

緩衝地帯については、景観法及び土地利用計画規則（ガイドライン）（及び複数の関連法令）により保護されている。すべての構成資産とその緩衝地帯は、2016年頃には景観計画により包括されることとなっている。これらの景観計画は、市町村が開発規制を実施する枠組みを規定している。

強化が必要とされるのは、実施中の各種措置が構成資産に負の影響を及ぼす可能性のある建築物の大きさ・位置に係る規制の方法である。原則として、それらは（色彩・意匠・形態・高さ・材料、場合により大きさにおいて）調和の取れた開発の必要性に関係している。しかしながら、最も厳しい規制は基本的に色彩と高さに関するものであるように見受けられる。建築物の大きさや特に山のふもとのホテルを含む建築物の敷地計画について、さらに厳しい規制が必要である。

山梨・静岡の2県及び関係の市町村は、資産の包括的管理システムを構築するために、富士山世界文化遺産協議会を設置した。これらの自治体は、日本の文化財・文化遺産の保存・管理を所管する文化庁、環境省、林野庁などの主たる国の機関とも連携協力して取組を進めている。この協議会は、富士山の調査研究・保存・管理のための専門家の（富士山世界文化遺産）学術委員会の助言を受けている。

「富士山包括的保存管理計画」は2012年1月に策定された。この管理計画の目的は地域住民を含むすべての団体の諸活動を調整することにある。この計画は、資産全体だけでなく個々の構成資産の保存・管理・維持・活用の手法を定めるとともに、国及び地方公共団体、その他の関係諸団体が担うべき個々の役割について定めている。さらに、自然公園法に基づく公園計画及び国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林管理計画により重要な展望地点からの視覚的な景観の管理手法が定められている。

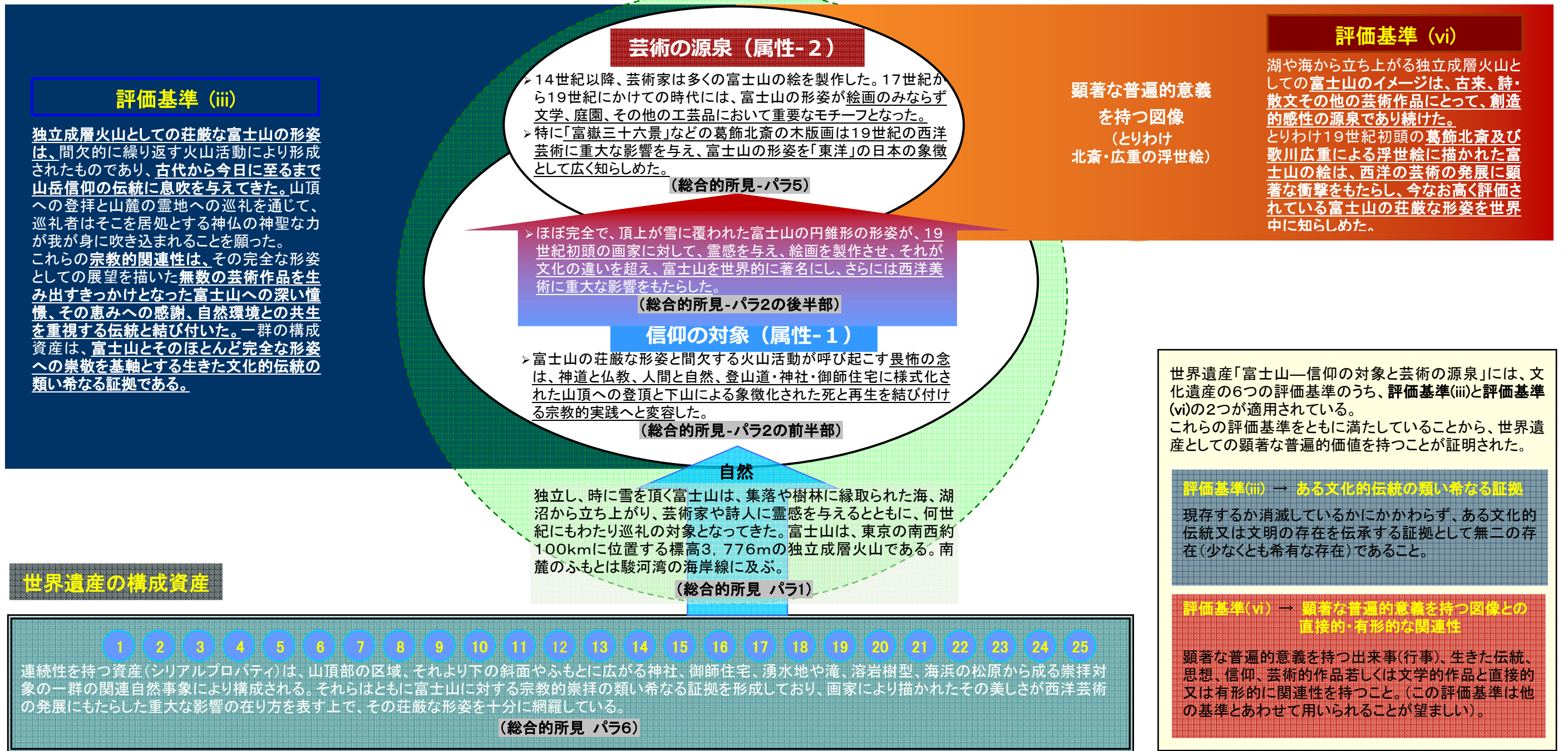
資産は、一方でアクセスと行楽、他方で神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請にさらされている。資産についてのビジョンが2014年末までに採択される予定であり、ビジョン

では、この必要とされる融合を促進するとともに、構成資産・構成要素間の関係性を描き出し、構成資産・構成要素が富士山とのつながりを強調する文化的景観として、どのように全体として管理されるのかを示すための手法が定められることになる。このビジョンにおいては、文化的景観としての資産の管理の在り方を包括するとともに、2016年末頃までに行われる管理計画の改定を予告することとなっている。

上方の登山道については、道を安定させ、来訪者及び水流が引き起こす流亡を管理し、供給物資及びエネルギー源の配送を管理するため、登山道とそれに関連する山小屋の全体保全手法が必要である。

富士山世界文化遺産協議会は、2014年末までに「来訪者管理戦略」を策定・採択する予定である。酷使されている上方の登山道の収容力や駐車場、公益施設群及び視覚上の混乱についての決定と、来訪者が推薦資産の首尾一貫性とそれらの関連性をどのように認知できるようにするのかについての決定を行う上での基礎として、来訪者管理戦略は必要である。これは、巡礼路との関係が不明確な山麓部の構成資産群にとって特に重要である。情報提供戦略は2014年末頃に採択される予定である。

「顕著な普遍的価値の言明」(SOUV; Statement of Outstanding Universal Value) に示された「総合的所見」(Brief synthesis) と「評価基準」(Criteria) との関係を図式化すると以下のとおりとなる。



<図の説明>

- 富士山は、東京の南西約 100km に位置し、集落や樹林に縁取られた海・湖沼から立ち上がる標高 3,776m の独立成層火山。(「自然」を基盤)
- 富士山への畏怖の念は、象徴化された死と再生を結び付ける宗教的実践へと変容し、個々の構成資産は宗教的崇拝の類い希なる証拠を形成した。(属性-1 に対応)
- 富士山の形姿が芸術家に靈感を与え製作意欲を鼓舞し、数多の詩歌等の文学・絵画・工芸の作品の源泉となった。(属性-2 は属性-1 を前提)
- 芸術家は、富士山の形姿から多くの富士山の図像を創造。特に 19 世紀初頭の北斎・広重の浮世絵は、顕著な普遍的意義を持つ図像として西洋の芸術発展に重大な影響をもたらし、富士山を世界的な名山とした。(属性-2 に対応) ⇒ 評価基準 (vi) の適用

顕著な普遍的価値の属性	構成資産／構成要素	OUV を表す有形の要素 (不動産)	OUV と直接関連する		OUV を理解するうえで重要な有形・無形の要素
			無形の要素	動産	
属性1 信仰の対象	■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道 1. 富士山域 1-1 山頂の信仰遺跡群 1-2 大宮・村山口登山道 1-3 須山口登山道 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神聖性を表す境界の一つである馬返より上方の標高約1,500m以上の区域 (森林、火山荒原) ・ 富士山信仰に関連する場所 (お鉢巡り道、頂部、拝所、烏帽子岩等の沿道の自然的地形等) 及び施設 (社殿、痕跡等)、遺構 (埋蔵遺物を含む) ・ 登山道、御中道、登山者の支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ご来光」、「お鉢めぐり」、「登拝」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奉納物、鳥居の奉納 (富士宮口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿坊跡 (大宮・村山口)
	■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅 1-6 北口本宮富士浅間神社 2. 富士山本宮浅間大社 3. 山宮浅間神社 4. 村山浅間神社 5. 須山浅間神社 6. 富士浅間神社 7. 河口浅間神社 8. 富士御室浅間神社 9. 御師住宅 (旧外川家住宅) 10. 御師住宅 (小佐野家住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 境内 (社叢、河川、その他工作物等)、社殿、遺構 (埋蔵遺物を含む) ・ 湧玉池*¹、遥拝所*²、石碑*³ ※* ¹ 富士山本宮浅間大社、* ² 山宮浅間神社、* ³ 富士浅間神社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道者・富士講信者の参詣、遥拝、水垢離、神事、御師集団 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「絹本著色富士曼荼羅図」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登山道、巡礼路、宿坊跡、御神幸道、石碑、山宮御神幸、御師集落
	■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜 1-7 西湖 1-8 精進湖 1-9 本栖湖 11. 山中湖 12. 河口湖 13~20. 忍野八海 21. 船津胎内樹型 22. 吉田胎内樹型 23. 人穴富士講遺跡 24. 白糸ノ滝 25. 三保松原	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖沼 (溶岩地形を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登拝の仲立・宿泊、富士山信仰の普及活動及び祈祷 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 御師集落
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅、敷地 (樹木、水路、その他工作物) 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 湧水 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 御胎内、洞穴、社殿 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道者・富士講信者の水行、巡礼 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡礼路、巡礼案内図
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 風穴、碑塔群 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 滝、石碑 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士講信者による胎内巡り 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ マツ、海浜、御穂神社の境内 (社叢、その他工作物等) 社殿・参道 (神の道) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士講信者の参詣・修行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石仏 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡礼路
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 羽衣伝説 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「絹本著色富士曼荼羅図」 	
属性2 芸術の源泉	■ 展望地点・展望景観 (25の構成資産全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成資産内に位置する複数の観測地点及び36の観測地点からの展望景観 (富士山の形姿) 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩衝地帯内に位置する複数の観測地点、「富嶽三十六景」など
	1-9. 本栖湖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中ノ倉峠及びそこから富士山への展望景観 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「湖畔の春」 	
	25. 三保松原	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三保松原 (特に羽衣の松付近) 及び海浜の松原越しに富士山を望む展望景観 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「富士三十六景」、謡曲「羽衣」 	

※太枠が保存管理の対象。

顕著な普遍的価値 (OUV) の属性、要素のグループ／要素ごとの保存管理（方向性・方法・関係法令）（案）

顕著な普遍的価値の属性	要素のグループ／要素	保存管理の方向性	保存管理の方法	関係法令
属性 1 信仰の対象	<p>■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 馬返（標高約 1,500m）より上方の区域 ➢ 富士山域と登山道沿いに存在する富士山信仰に関連する場所・施設（痕跡を含む） ➢ 登山道、登山者の支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各々の構成資産・構成要素の特質に応じて、それらに含まれる各要素を安定した状態で維持する。 ➢ 各構成資産及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。 ➢ 登拝行為の本質を伝える現在の登山形式を継承・発展させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地質・地形、植生、信仰関連の人為的な地形・施設、石造物等は、現状維持を基本とした保存管理を行う。 ➢ 土地の形状や地形の変更、土壌・岩石・植物の採取、木竹の伐採等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。 ➢ 土地の掘削を行う場合は、必要に応じて発掘調査を行い、発見された遺構・遺物の保存・整理を行う。 ➢ 山小屋・休憩施設の改修等は、位置・規模・形態・色彩等の観点から、風致景観に配慮する。 ➢ 山域の山林については、風致景観に配慮した維持管理を行う。 	<p>自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>
	<p>■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 神社の境内・社殿・遺構（遺物を含む）・石碑 ➢ 遥拝所（山宮浅間神社） ➢ 湧玉池（富士山本宮浅間大社） ➢ 御師住宅及び敷地（工作物を含む） 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 信仰関連の人為的な地形、湧水等の自然物、社殿等の建築物や鳥居等の工作物、参道、地下に埋蔵されている遺構・遺物については、現状維持に努める。 ➢ 土地の形状・土壌の性質変更、木竹の伐採、植物の採取等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。 ➢ 建築物及び工作物の更新等による遺構破壊及び景観阻害を厳しく規制する。土地の掘削を行う場合は、必要に応じて発掘調査を行い、遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。 ➢ 神聖で厳粛な境内の雰囲気を持するため、現在の景観を維持するよう保護・保全を図る。 	<p>自然公園法（北口本宮富士浅間神社、富士御室浅間神社を対象）との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>
	<p>■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 湖沼 ➢ 湧水 ➢ 御胎内、洞穴 ➢ 風穴、碑塔群 ➢ 滝 ➢ マツ、海浜 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地の形状、地形の変更、土壌・岩石・植物の採取、木竹の伐採等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。 ➢ 湖水の水質、湖岸の地形を属性に配慮した良好な状態で維持する。 ➢ 湧水の水量・水質を属性に配慮した良好な状態で維持するとともに、周辺環境を含めた維持管理を行う。 ➢ 胎内・洞穴の地質・地形及び信仰関連の工作物の位置・形態・性質の維持管理に努める。 ➢ 風穴、碑塔群等の位置・形態・性質の維持に努め、風穴の地上面にある山林区域を属性に配慮した良好な状態で保存管理する。 ➢ 岩盤の形態及び湧出する水の水量・水質の維持管理に努め、神聖で秀麗な滝の風致景観を維持管理する。 ➢ マツの樹叢の育成、砂浜海岸地形を維持管理する。 	<p>自然公園法(富士五湖、白糸ノ滝を対象)との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>
属性 2 芸術の源泉	<p>■ 展望地点・展望景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中ノ倉峠・三保松原を中心として、その他の 3 4 の観察地点を含む計 3 6 の展望地点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中ノ倉峠 ・ 三保松原（特に羽衣の松付近） ・ 富士山の外観の観察地点として設定した 3 4 の展望地点 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 視点場としての展望地点とその周辺を良好に維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地形・植生の維持・保全及び展望地点とその周辺を属性に配慮した良好な状態で維持する。 	<p>構成資産については、自然公園法・国有林野の管理経営に関する法律との調整の下に、文化財保護法に基づき管理する。 緩衝地帯については文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に基づき管理するとともに、関係地方公共団体の景観条例をはじめ、緩衝地帯における関連法令に基づき保全する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3 6 の各展望地点から、富士山域を中心とする資産の全体に対する展望景観 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 富士山域を中心とする資産全体との距離、その間に介在する地形・土地利用形態などを十分考慮しつつ、良好で望ましい展望景観を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地形・植生の維持・保全、展望景観に対する阻害要因の抑制・制御し、望ましい展望景観を創出する。 	<p>（この行は上記の表文と重複するため、内容は省略されています）</p>

顕著な普遍的価値の属性、要素のグループ／要素ごとの遺産に対する変更の規模及びその影響 (案)

顕著な普遍的価値の属性	要素のグループ／要素	変更の規模／影響				
		レベル 0 変更なし／特になし	レベル 1 無視できる程度の変更／僅か	レベル 2 小規模な変更／小さい	レベル 3 中規模な変更／中程度	レベル 4 大規模な変更／大きい
属性1 信仰の対象	■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道 <ul style="list-style-type: none"> 馬返（標高約 1,500m）より上方の区域 富士山域と登山道沿いに存在する富士山信仰に関連する場所・施設（痕跡を含む） 登山道、登山者の支援施設 	当該開発行為の規模・位置等からして、地形・施設・遺構などに対する物理的・視覚的な影響が皆無であり、現状が適切に維持されている。	当該開発行為によって地形・施設・遺構などにごく僅かな変更をもたらすが、現状からほとんど変更がない。 【例示】 ●●など。	当該開発行為によって、地形・施設・遺構などにわずかな変更をもたらすが、範囲・規模等が限定的であり、山域の風地景観等に対する影響も少ない。 【例示】 ●●など。	当該開発行為によって、地形・施設・遺構などが改変され、要素に物理的に大幅な変更をもたらす、山域の風致景観等に対する影響も大きい。 【例示】 ●●など。	当該開発行為が大規模かつ広範囲であって、地形・施設・遺構などが大幅に改変され、山域の上方の強い神聖性や遺跡群などの富士山信仰の証拠、独特の登拝の機構等が物理的・視覚的に大幅に損なわれている。 【例示】 ●●など。
	■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅 <ul style="list-style-type: none"> 神社の境内・社殿・遺構（遺物を含む）・石碑 遥拝所 湧玉池 御師住宅及び敷地（工作物を含む） 	当該開発行為の規模・位置等からして、当該開発行為による形態・植生・工作物・遺構などに対する物理的・視覚的な影響が皆無であり、現状が適切に維持されている。	当該開発行為によって形態・植生・工作物・遺構などにごく僅かな変更をもたらすが、現状からほとんど変更がない。 【例示】 ●●など。	当該開発行為によって、形態・植生・工作物・遺構などにわずかな変更をもたらすが、範囲・規模等が限定的であり、境内等の神聖な雰囲気等に対する影響も少ない。 【例示】 ●●など。	当該開発行為によって、形態・植生・工作物・遺構などが改変され、要素に物理的に大幅な変更をもたらす、境内等の神聖な雰囲気等に対する影響も大きい。 【例示】 ●●など。	当該開発行為が大規模かつ広範囲であって、形態・植生・工作物・遺構などが大幅に改変され、登拝等の拠点となった神社などの富士山信仰の証拠等が物理的・視覚的に大幅に損なわれている。 【例示】 ●●など。
	■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜 <ul style="list-style-type: none"> 湖沼 湧水 御胎内、洞穴 風穴、碑塔群 滝 マツ、海浜 	当該開発行為の規模・位置等からして、当該開発行為による水質・水量・地形・形態・性質などに対する物理的・視覚的な影響が皆無であり、現状が適切に維持されている。	当該開発行為によって水質・水量・地形・形態・性質などにごく僅かな変更をもたらすが、現状からほとんど変更がない。 【例示】 ●●など。	当該開発行為によって、水質・水量・地形・形態・性質などにわずかな変更をもたらすが、範囲・規模等が限定的であり、風地景観に対する影響も少ない。 【例示】 ●●など。	当該開発行為によって、水質・水量・地形・形態・性質などが改変され、要素に物理的に大幅な変更をもたらす、風地景観に対する影響も大きい。 【例示】 ●●など。	当該開発行為が大規模かつ広範囲であって、水質・水量・地形・形態・性質などが大幅に改変され、富士講信者等が訪れた霊地・巡礼地などの富士山信仰の証拠等が物理的・視覚的に大幅に損なわれている。 【例示】 ●●など。
属性2 芸術の源泉	■ 展望地点・展望景観 <ul style="list-style-type: none"> 中ノ倉峠・三保松原を中心として、その他の34の観察地点を含む計36の展望地点 36の各展望地点から、富士山域を中心とする資産の全体に対する展望景観 	当該開発行為によって生じる建築物や工作物あるいは土地の形質変更等が展望地点から視認できず、展望の阻害要因が認められない。	当該開発行為によって生じる建築物や工作物あるいは土地の形質変更等が展望地点から視認できるが、展望にはほとんど変化がない。 【例示】 ●●など。	当該開発行為によって生じる建築物や工作物あるいは土地の形質変更等が展望地点からの景観の一部に変化をもたらすが、全体的な展望は変化が少ない。 【例示】 ●●など。	当該開発行為によって生じる建築物や工作物あるいは土地の形質変更等が規模・色彩・位置等により視覚的な影響があり、展望に大きな変化が生じ、景観が阻害されている。 【例示】 ●●など。	当該開発行為によって生じる建築物や工作物あるいは土地の形質変更等が大規模あって、色彩・位置等により視覚的な影響が多であり、展望の大部分に変化が生じ、富士山の形姿・景観の構図が大きく変わっている。 【例示】 ●●など。